

イコモスの評価結果及び勧告の概要 (「佐渡島の金山」)

① 顕著な普遍的価値 (OUV)

イコモスは、本推薦資産が、他の地域で機械化が徐々に導入されていた時期に、完成された手作業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に例を見ない事例として世界遺産一覧表への記載を考慮するに値する価値を有すると考える。

② 勧告

イコモスは、情報照会を勧告し、以下の点について追加情報を要請する。

- ・完全性・真実性の条件を満たすために、江戸期より後の証拠が大部分を占める相川上町の北沢地区（下山之神町・坂下町・北沢町・弥十郎町）を資産範囲から除き、推薦資産の範囲を修正すること。
- ・構成資産「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯を沖合いに拡張させること。
- ・鉱業権の所有者が、推薦資産又は緩衝地帯の範囲内において商業採掘を再開しないという明確な約束を示すこと。

③ 評価

(1) 適用する基準について

- イコモスは、本推薦資産が、他の地域で機械化が徐々に導入されていた時期に、完成された手作業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に例を見ない事例として世界遺産一覧表への記載を考慮するに値する価値を有すると考える。世界遺産として合致する基準は (iv) である。
- イコモスは、文化的伝統を示す比類ない物証が十分でないため基準 (iii) は当たらないと考える。ただし、基準 (iii) を示すものとしていた生産体制や町並み等の管理に係る遺構は基準 (iv) に該当するものとする。

(2) 完全性について

イコモスは、北沢地区は、江戸期における採鉱技術と社会文化システムを反映していないので、当該地域を資産範囲から除き緩衝地帯にした場合に完全性が満たされると考える。

(3) 真実性について

イコモスは、北沢地区は、江戸期における採鉱技術と社会文化システムを反映していないので、当該地域を資産範囲から除き緩衝地帯にした場合に真実性が満たされると考える。

(4) 比較分析について

イコモスは、本資産を世界遺産一覧に記載するための適切な比較分析が行われていると考える。

(5) 保存状況について

- イコモスは、相川上町などにおいて近年の開発が見られるものの、資産全体の保全状況は良好であると考えます。
- 記録類の保存状況は良好である。

(6) 資産に影響を与える要因について

イコモスは、資産に影響を与える主な要素は地滑り、植生の繁茂、森林火災、森林の過伐採、洋上風力発電施設の設置であると考えます。

(7) コミュニティの参画

イコモスは、推薦資産に関する更なる調査、提案されている顕著な普遍的価値および包括的な歴史の発信において、地域コミュニティが参画することが肝要であり、長期的に担保されるべきと考えます。

④ 追加的勧告

イコモスは、締約国が以下の事項について配慮することを併せて勧告する。

- a) 「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯全域を重要文化的景観に選定し、保護措置を強化すること。
- b) 事業規模ではなく、提案されている顕著な普遍的価値に対する潜在的影響に基づいた遺産影響評価の仕組みを、景観計画に組み込むこと。
- c) 将来にわたって、考古学的調査が一貫した学術的見地から行われるよう、長期的な調査戦略を構築すること。
- d) 地下遺構への影響が最小限となるよう、森林管理のガイドラインを策定すること。
- e) 鉱業採掘が行われていたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略を策定し、施設・設備等を整えること。
- f) 収容力調査の実施及び来訪者管理戦略の策定を行い、観光客の増加が推薦資産に負の影響を与えないようにすること。
- g) 包括的保存管理計画より前から運用されていた計画を見直し、それぞれの内容が、提案されている顕著な普遍的価値の長期的な保全と一貫しているか確認すること。
- h) かつて採掘が行われたことが明らかになった区域について、将来、国の史跡として指定することを配慮すること。

以上